

## ダイワ米国国債ファンド — ラダー10 — (為替ヘッジあり／為替ヘッジなし)

当社は、9月27日に「ダイワ米国国債ファンド — ラダー10 — (為替ヘッジあり／為替ヘッジなし)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

#### 1. ファンドの特色

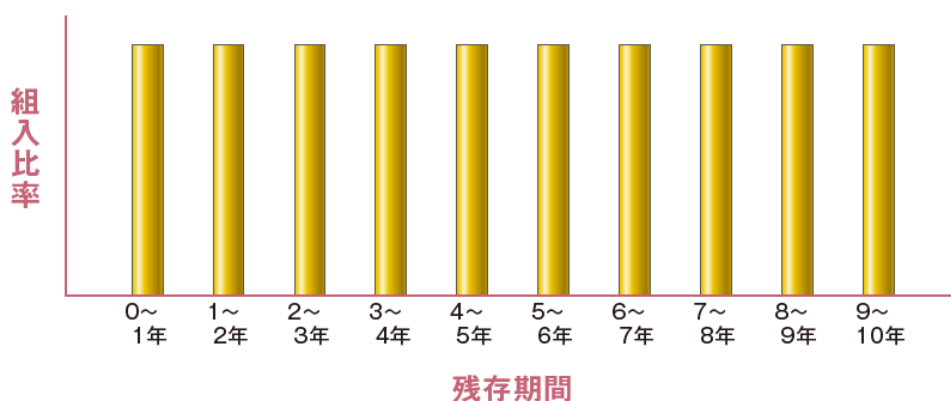


#### 米国国債に投資します。

- ◆米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ◆米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長10年程度までの国債を、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

※このような運用手法をラダー型運用といいます。

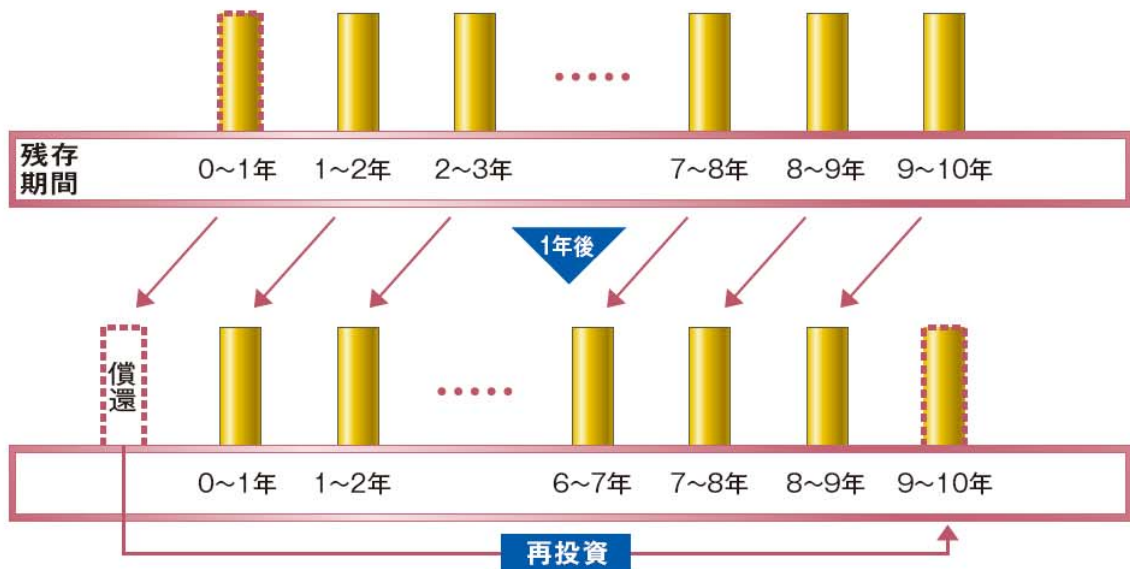
#### 残存期間ごとの組入イメージ



- ◆国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が10年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。

(残存期間ごとの国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。)

ラダー型運用のイメージ



ラダー型運用の主な特徴

① 金利変動リスクの分散

金利変動や利回り水準は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

② 安定した収益性

保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。



「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なっても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合は、金利差相当程度のヘッジコストが生じます。

為替ヘッジなし

◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

## スイッチング(乗換え)について

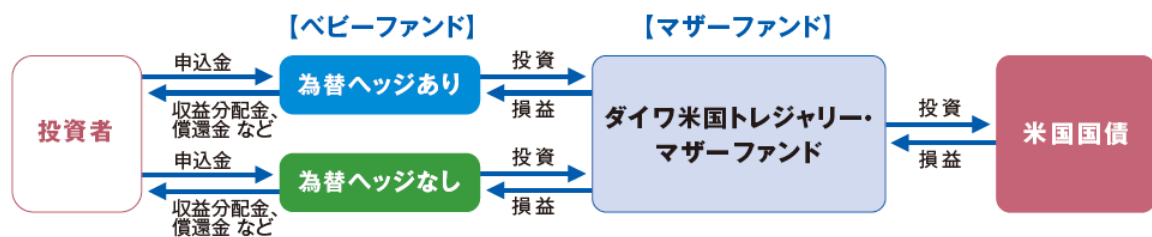
- ◆[為替ヘッジあり]と[為替ヘッジなし]との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



## ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成26年3月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

### 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益等の中から分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

<p><b>公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</b></p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p><b>為替変動リスク</b></p>	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>〈為替ヘッジあり〉は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。</p> <p>〈為替ヘッジなし〉は、為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。</p>
<p><b>カントリー・リスク</b></p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																									
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>0.525%*(税抜0.5%)</b> です。 *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 <b>0.54%</b> となります。)																								
信託財産留保額	ありません。																								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に対して<b>年率0.882%*<sup>1</sup>(税抜0.84%)</b>以内                      ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。                      前記の運用管理費用(年率)は、每期、前計算期間終了日(第1計算期間については当初設定日の前営業日)における新発10年米国国債の利回り(原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。</p> <p>新発10年米国国債の利回りが</p> <p style="margin-left: 40px;">イ. 1%未満の場合 . . . . . 年率0.336%*<sup>2</sup>(税抜0.32%)                      ロ. 1%以上2%未満の場合 . . . . . 年率0.462%*<sup>2</sup>(税抜0.44%)                      ハ. 2%以上3%未満の場合 . . . . . 年率0.672%*<sup>2</sup>(税抜0.64%)                      ニ. 3%以上4%未満の場合 . . . . . 年率0.777%*<sup>2</sup>(税抜0.74%)                      ホ. 4%以上の場合 . . . . . 年率0.882%*<sup>2</sup>(税抜0.84%)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>&lt;運用管理費用の配分&gt;</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ.の場合</td> <td>年率0.14%(税抜)</td> <td>年率0.14%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ロ.の場合</td> <td>年率0.20%(税抜)</td> <td>年率0.20%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ハ.の場合</td> <td>年率0.30%(税抜)</td> <td>年率0.30%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ニ.の場合</td> <td>年率0.35%(税抜)</td> <td>年率0.35%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ホ.の場合</td> <td>年率0.40%(税抜)</td> <td>年率0.40%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	<運用管理費用の配分>	委託会社	販売会社	受託会社	前イ.の場合	年率0.14%(税抜)	年率0.14%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ロ.の場合	年率0.20%(税抜)	年率0.20%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ハ.の場合	年率0.30%(税抜)	年率0.30%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ニ.の場合	年率0.35%(税抜)	年率0.35%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ホ.の場合	年率0.40%(税抜)	年率0.40%(税抜)	年率0.04%(税抜)
	<運用管理費用の配分>	委託会社	販売会社	受託会社																					
前イ.の場合	年率0.14%(税抜)	年率0.14%(税抜)	年率0.04%(税抜)																						
前ロ.の場合	年率0.20%(税抜)	年率0.20%(税抜)	年率0.04%(税抜)																						
前ハ.の場合	年率0.30%(税抜)	年率0.30%(税抜)	年率0.04%(税抜)																						
前ニ.の場合	年率0.35%(税抜)	年率0.35%(税抜)	年率0.04%(税抜)																						
前ホ.の場合	年率0.40%(税抜)	年率0.40%(税抜)	年率0.04%(税抜)																						
その他の費用・手数料	<p>監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。                      ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>																								

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ダイワ米国国債ファンド — ラダー10 — (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万円当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万円当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成25年9月27日から平成26年12月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成25年9月27日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
スイッチング(乗換え)	「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。
信託期間	平成25年9月27日から平成35年9月8日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成26年3月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	各ファンドについて3,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
販売会社	大和証券
受託銀行	三菱UFJ信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上